

## 第 10 次千葉県廃棄物処理計画の策定について

### 1 計画策定の概要

- 千葉県廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 5 第 1 項の規定により、千葉県域内における廃棄物の減量化や適正な処理等に関して県が定めるもの。
- 現計画は、令和 2 年度を目標年度とする第 9 次千葉県廃棄物処理計画（平成 28 年度～令和 2 年度）であり、今年度末に終期を向かえることから、今年度中に次期計画（第 10 次）を策定する。
- 次期計画の計画期間は令和 3 年度～7 年度までとする。

### 2 千葉県環境審議会（廃棄物・リサイクル部会）での審議

本計画の策定にあたっては、廃棄物処理法第 5 条の 5 第 3 項の規定により、千葉県環境審議会（廃棄物・リサイクル部会）の意見を聴いた上で策定する。

### 3 計画策定までのスケジュール

時期	内容
令和 2 年 10 月 30 日	第 1 回廃棄物・リサイクル部会（骨子案を審議）
12 月 18 日	第 2 回廃棄物・リサイクル部会（素案を審議）
12 月下旬～1 月下旬	パブリックコメント（素案）
令和 3 年 3 月 9 日	第 3 回廃棄物・リサイクル部会（最終案を審議）
3 月中旬	公表

### 4 その他

- 次期計画については、食品ロスの削減の推進に関する法律第 12 条で規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」としても位置付ける。
- 平成 31 年 3 月 29 日付け環循適発第 1903293 号「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」で示された「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」としても位置付ける。